

人員に関する基準

1 看護職員の配置

事例
・看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上確保されていない。
指導内容・ポイント
<p>○看護職員の員数が<u>常勤換算方法で2.5以上</u>となるよう人員を配置すること。</p> <p>○人員基準違反の状態が継続する場合は、<u>指定の取り消し等の対象</u>となることに留意すること。</p> <p>【居宅基準省令第60条第1項第1号】</p> <p>一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所 次のおりとする。</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上</p>

運営に関する基準

1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

事例
・訪問看護報告書を作成していない。
指導内容・ポイント
<p>○訪問看護を提供した際には、訪問看護報告書を作成すること。</p> <p>○また、定期的に主治医に訪問看護報告書を提出すること。</p> <p>【居宅基準省令第70条第5項、第6項】</p> <p>【居宅基準省令解釈通知 第3の三の3(5)⑩】</p>

2 勤務体制の確保等

事例
<p>・管理者が看護職員を兼務しているが、各々の職種の勤務割合について、勤務表上で明確になっていない。指定基準上必要とされる員数を配置しているかどうかを正確に把握できない状況である。</p>
指導内容・ポイント
<p>○月ごとの勤務表を作成し、<u>日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。</u> 【居宅基準省令第74条で準用する第30条第1項、第2項】 【居宅基準解釈通知第3の一の3(21)①】</p>

介護報酬

1 複数名訪問加算

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・同時に2名の看護師により訪問看護を実施している事案について、利用者から同意を得ているとのことだが、その旨の記録がない。
指導内容・ポイント
<p>○同時に複数の看護師等により訪問看護を行い加算を算定する場合は、<u>利用者又はその家族等の同意を得て、その旨を記録すること。</u> 【利用者等告示第5号、第76号】</p>

2 ターミナルケア加算

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアに係る計画を作成し、利用者及びその家族の同意を得ているとのことだが、当該計画にターミナルケアの提供が明示されておらず、ターミナルケアについて同意を得ているのか確認できなかった。 ・ターミナルケア提供時の訪問看護記録書に、ケアの概略しか記載されていなかった。
指導内容・ポイント
<p>○ターミナルケアを提供する際には、ターミナルケアに係る計画にターミナルケアの提供を明示し、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てから提供すること。</p> <p>○ターミナルケア提供時の訪問看護記録書には、終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録など、<u>報酬告示留意事項通知に列挙された事項</u>を丁寧に記録すること 【大臣基準告示第8号のロ】 【居宅報酬告示留意事項通知 第2の4(18)④】</p>